

《第1回 家庭系ごみ専門部会》

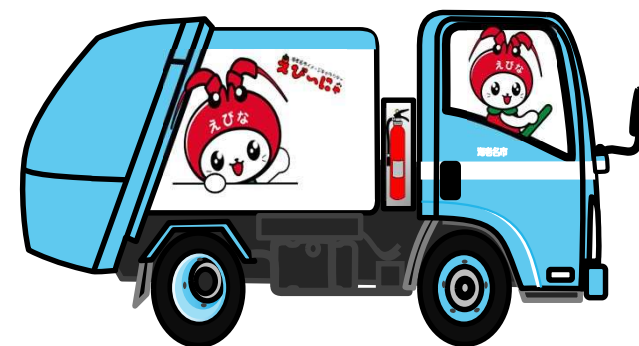
家庭系ごみの一部有料化・戸別収集 制度の検証について

令和6年2月13日（火）
市役所6階 第3委員会室

**(1)家庭系ごみの一部有料化・戸別収集制度の
概要・効果**

(2)検証内容の概要

(3)今後のスケジュール



1 家庭系ごみの一部有料化・戸別収集制度の概要・効果

(1)導入理由・背景

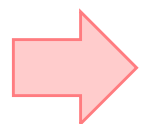
- 高座清掃施設組合及び構成三市（海老名市・座間市・綾瀬市）で策定している一般廃棄物処理基本計画の中で、令和3年度に家庭系ごみと事業系ごみの年間焼却量約25,000 t（平成12年度比で約26%減）を目標としていた。
- 平成28年度時点で目標値から、約4,500 t 乖離している。
家庭系ごみ排出量は、平成31年度までに約1,500 t、事業系ごみ排出量は、令和3年度までに約3,000 t 減量する必要
がある。
- 目標達成には、これまでの手法を継続するだけでは難しく、さらに家庭系ごみの焼却量を減らすには、これまで以上に踏み込んだ減量化策の実施が求められる。

1 家庭系ごみの一部有料化・戸別収集制度の概要・効果

- 海老名市のごみ焼却量が増えてきた主な要因としては、まちの賑わいや人口増加等の影響により、家庭系・事業系のごみ量ともに増加してきたことが考えられる。

しかし、家庭系ごみに関しては、1人1日あたりの燃やせるごみ量が横ばいで推移していることから、人口増加の影響だけでなく、ごみ減量化策の効果が頭打ちになっている。

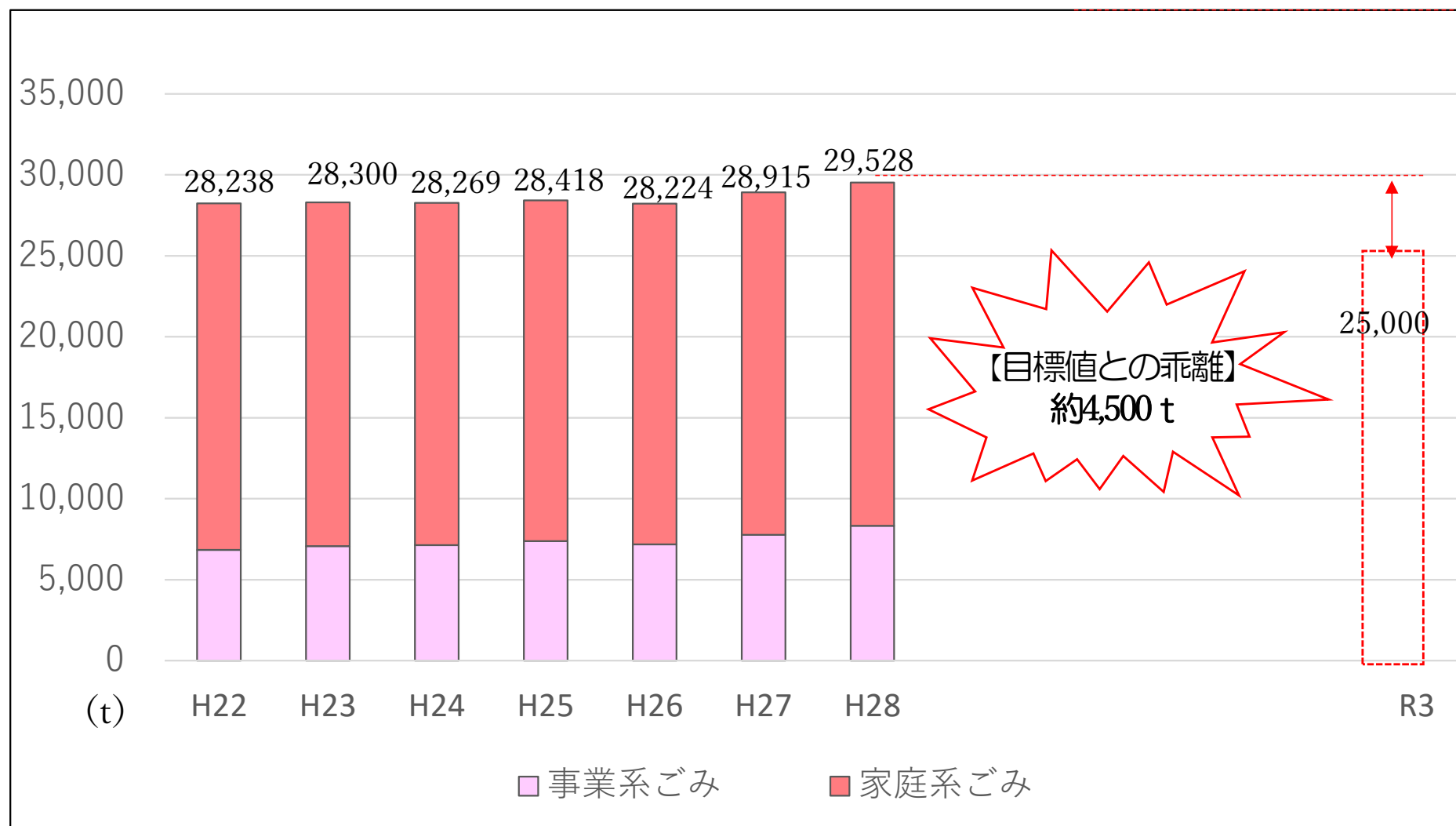
- また、組成分析の結果から燃やせるごみの中に約3割の資源物が混入していることがわかった。分別の徹底により、燃やせるごみの排出量を大幅に減らせる余地があるため、市民一人一人の分別への動機付が働くごみの減量化策の検討が求められる。



これらを受け、令和元年9月30日から家庭系ごみ一部有料化・戸別収集制度を開始した。

1 家庭系ごみの一部有料化・戸別収集制度の概要・効果

【参考】 排出量



1 家庭系ごみの一部有料化・戸別収集制度の概要・効果

(2)目的

1	ごみの減量化
2	負担の公平性の確保（排出量に応じた負担）
3	ごみ処理施設・地元への負担軽減
4	環境負荷軽減
5	財政負担の削減
6	次世代への負担軽減

(3)有料化の対象品目・収集方法

対象品目	戸建住宅	集合住宅
燃やせるごみ （生ごみ、汚れが取れない布類・紙類、 ゴム製品など）	戸別収集	集積所収集
燃やせないごみ （陶磁器類、鏡類、ガラス類、硯・砥石・ 磁石、飲食物以外のびん類）	集積所収集	

1 家庭系ごみの一部有料化・戸別収集制度の概要・効果

(4)有料化の対象外品目

品目	理由
紙おむつ・尿取りパット	子育て・高齢者支援のため
落ち葉・雑草	人の意図に反して繁殖等する草木は手数料徴収にそぐわない
資源物	資源化促進のため
清掃ごみ	公共の場の美化推進のため



1 家庭系ごみの一部有料化・戸別収集制度の概要・効果

(5)手数料(2円/ℓ)

◆燃やせるごみ（オレンジ色）

	袋1枚当たり価格	販売価格（10枚1組）
5ℓ	10円	100円
10ℓ	20円	200円
20ℓ	40円	400円
40ℓ	80円	800円



◆燃やせないごみ（水色）

	袋1枚当たり価格	販売価格（5枚1組）
5ℓ	10円	50円
10ℓ	20円	100円
20ℓ	40円	200円
40ℓ	80円	400円



1 家庭系ごみの一部有料化・戸別収集制度の概要・効果

(5)手数料(2円/ℓ)

◆手数料の算出方法

ごみの減量効果が期待できる水準、市民の受容性、周辺市町村の料金水準を参考として算出

◆徴収方法

指定収集袋を作成して手数料を賦課して販売

◆受益者負担率設定の根拠

環境省作成の一般廃棄物処理有料化の手引きを参考に先進市や裁判例も踏まえ、ごみ処理経費を算出

1 家庭系ごみの一部有料化・戸別収集制度の概要・効果

(6)減免対象制度

◆減免対象世帯

1	生活保護受給者世帯
2	児童扶養手当受給世帯
3	特別児童扶養手当受給世帯
4	ひとり親家庭等医療費助成世帯
5	障がい者手帳所持（身体1級・2級、精神1級）かつ非課税世帯
6	療育手帳所持（A1又はA2）かつ非課税世帯

◆配布数

世帯人数1人あたり10ℓ袋110枚に相当する量（1年間分）

◆配布方法

ゆうパックによる郵送、窓口配布等

1 家庭系ごみの一部有料化・戸別収集制度の概要・効果

(7)戸別収集（「燃やせるごみ」「落ち葉、雑草」「紙おむつ」）

◆ごみの出し方

戸建て：道路に面した敷地内

集合住宅：集合住宅敷地内のごみ集積所

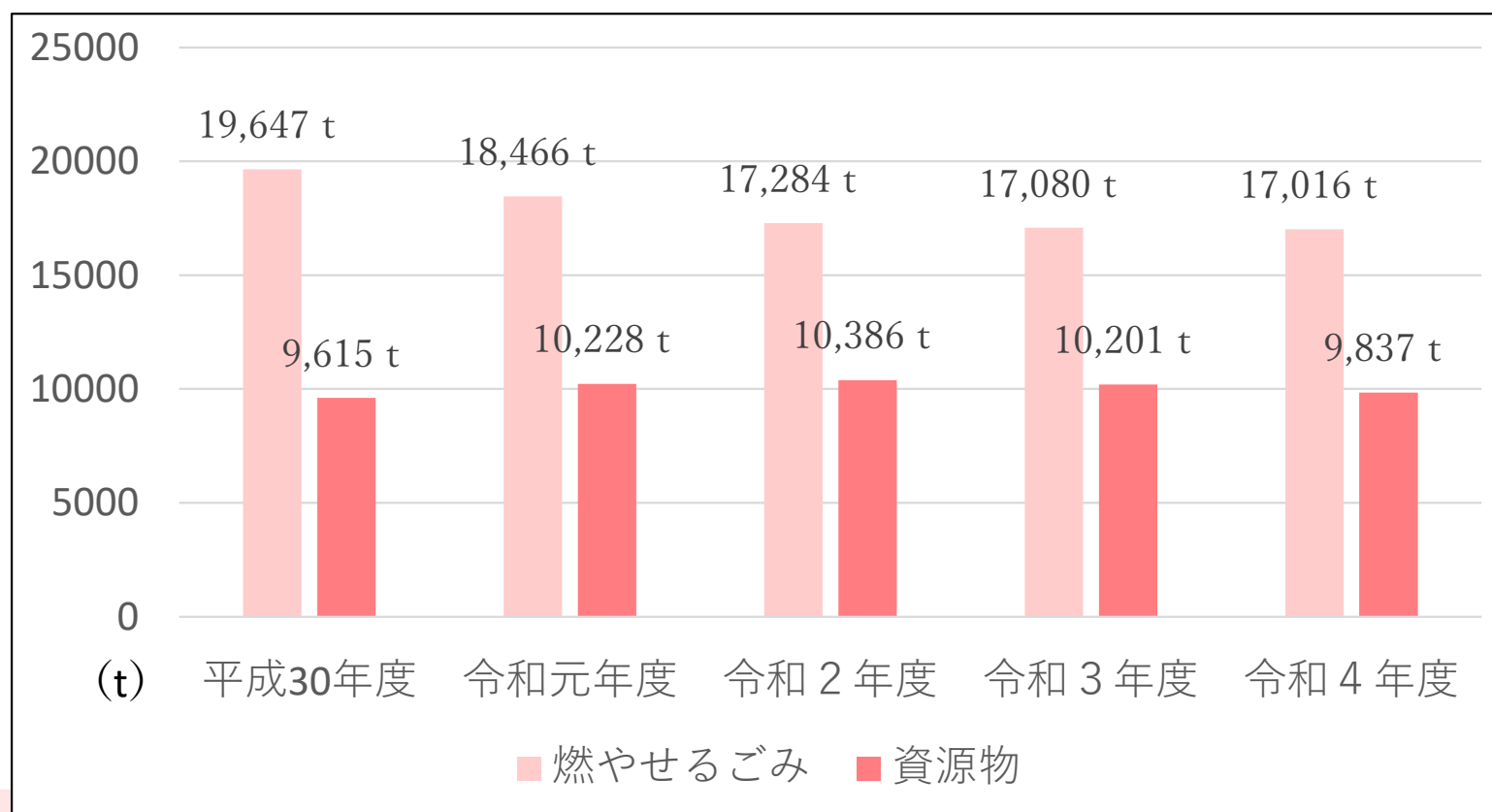
◆戸別収集の効果

1	排出者責任の明確化によるごみの減量化
2	分別違反に対する個別指導の促進
3	高齢者等の見守り、ごみ出し負担軽減
4	ごみ集積所諸問題の解決
5	地域の防犯機能向上
6	まちの美観向上
7	高齢者等の雇用創出
8	有料化との併用実施によりごみ減量の相乗効果

1 家庭系ごみの一部有料化・戸別収集制度の概要・効果

◆家庭系ごみ搬入量

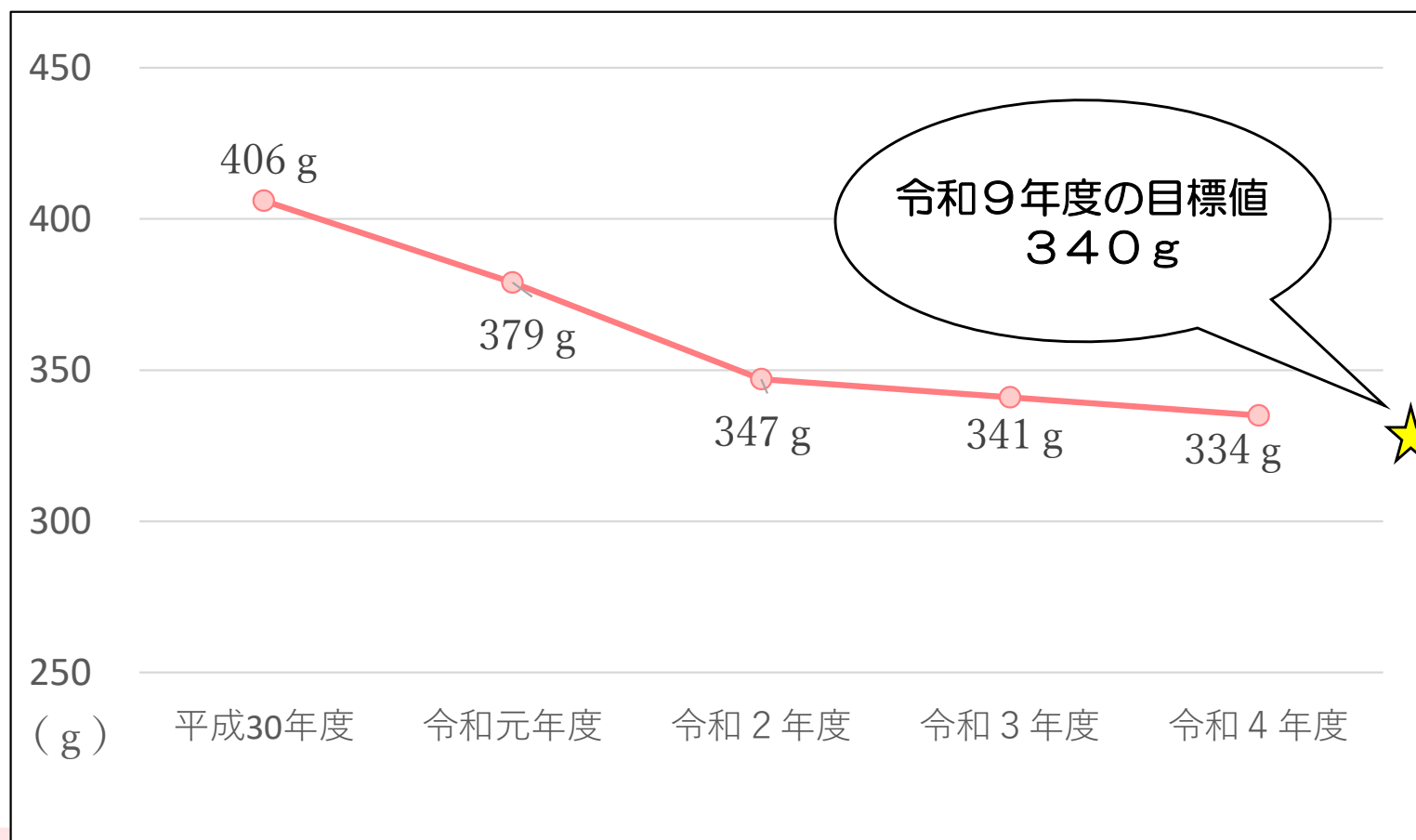
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
燃やせるごみ	19,647 t	18,466 t	17,284 t	17,080 t	17,016 t
資源物	9,615 t	10,228 t	10,386 t	10,201 t	9,837 t



1 家庭系ごみの一部有料化・戸別収集制度の概要・効果

◆導入前後の一人一日あたりの家庭系可燃ごみ搬入量

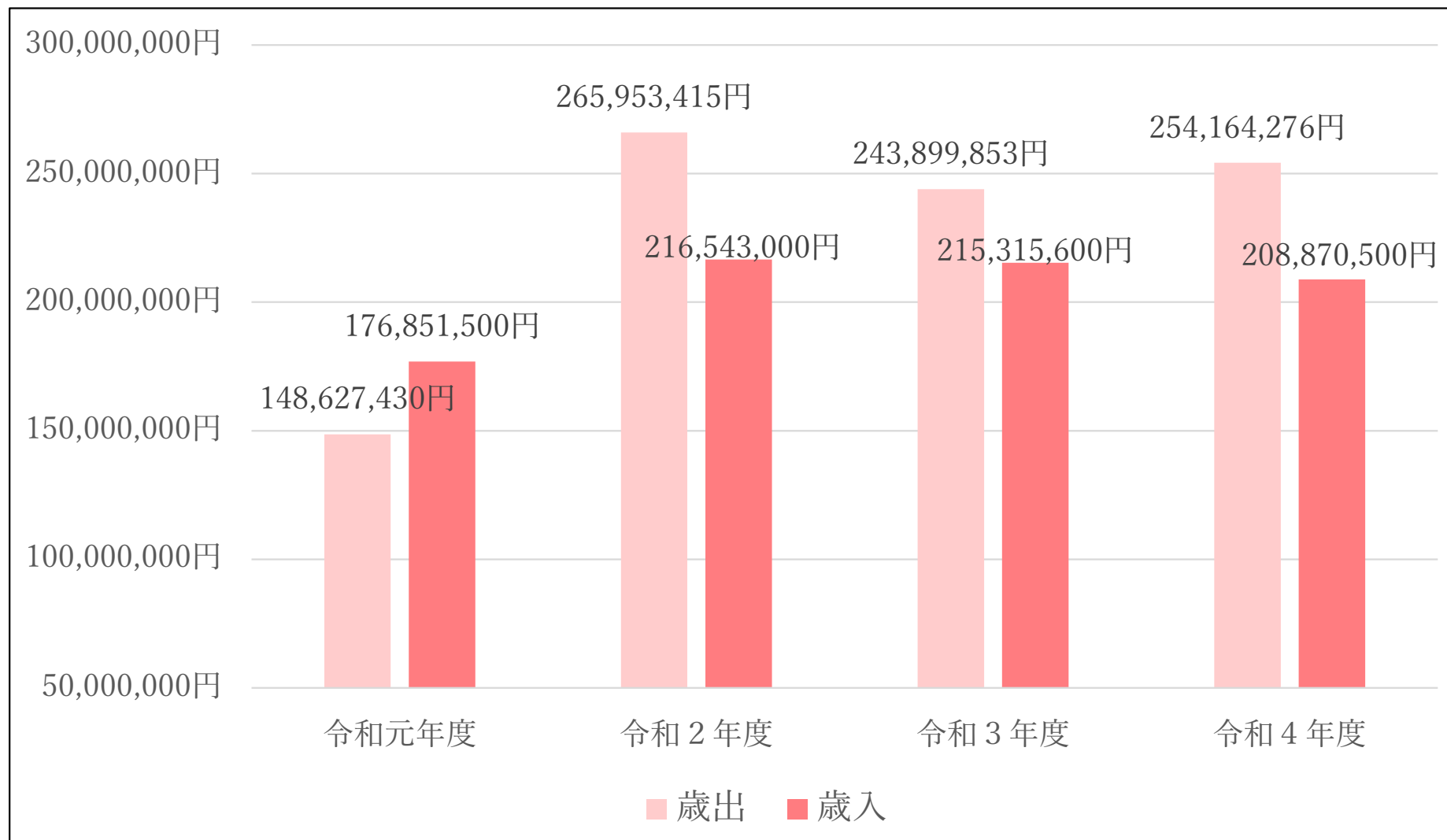
平成30年度 132,641人	令和元年度 133,706人	令和2年度 136,516人	令和3年度 137,303人	令和4年度 139,387人
406g/人・日	377g/人・日	347g/人・日	341g/人・日	334g/人・日



1 家庭系ごみの一部有料化・戸別収集制度の概要・効果

◆経費

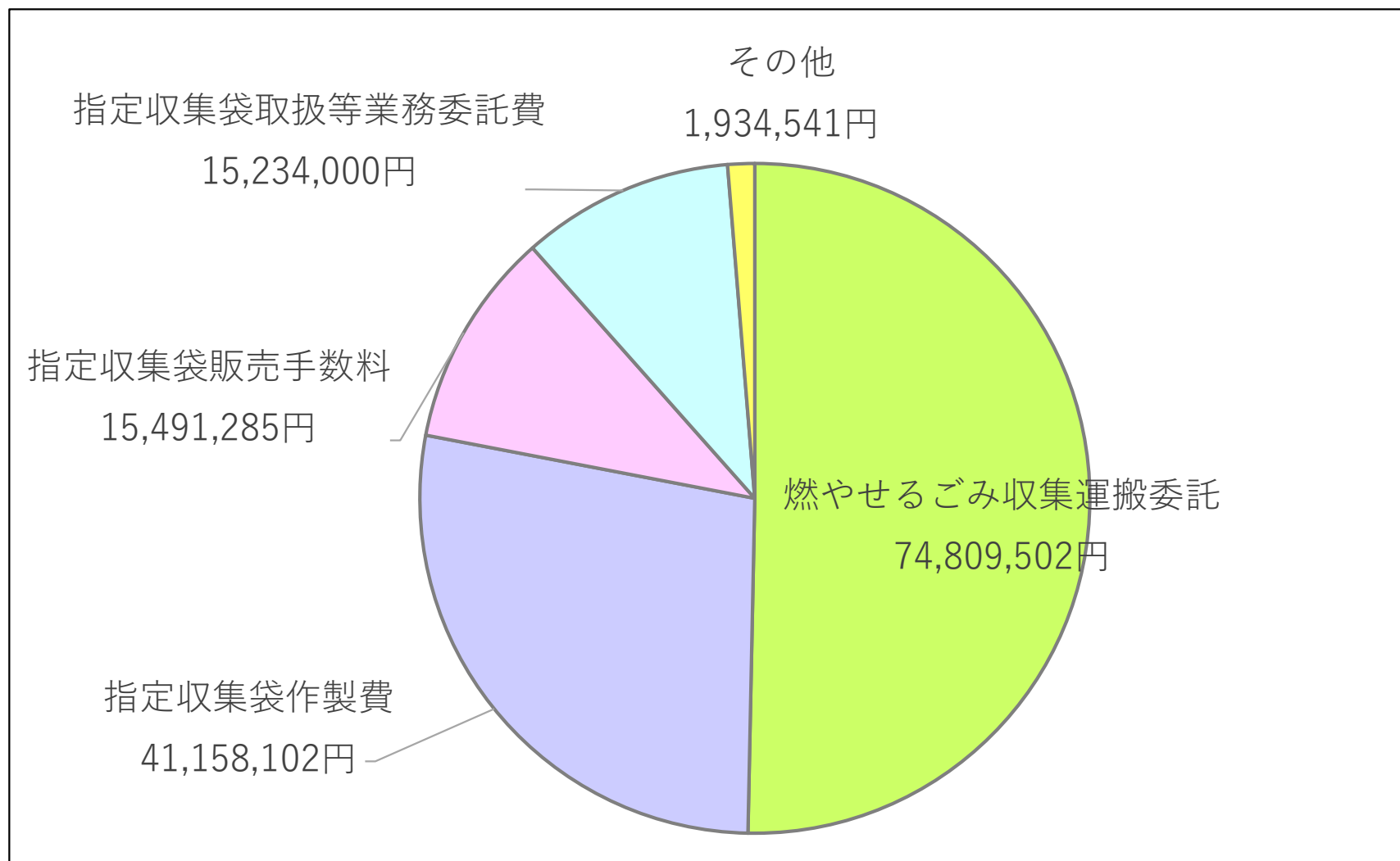
《有料化・戸別収集事業費に係る歳出と歳入の比較》



1 家庭系ごみの一部有料化・戸別収集制度の概要・効果

◆経費

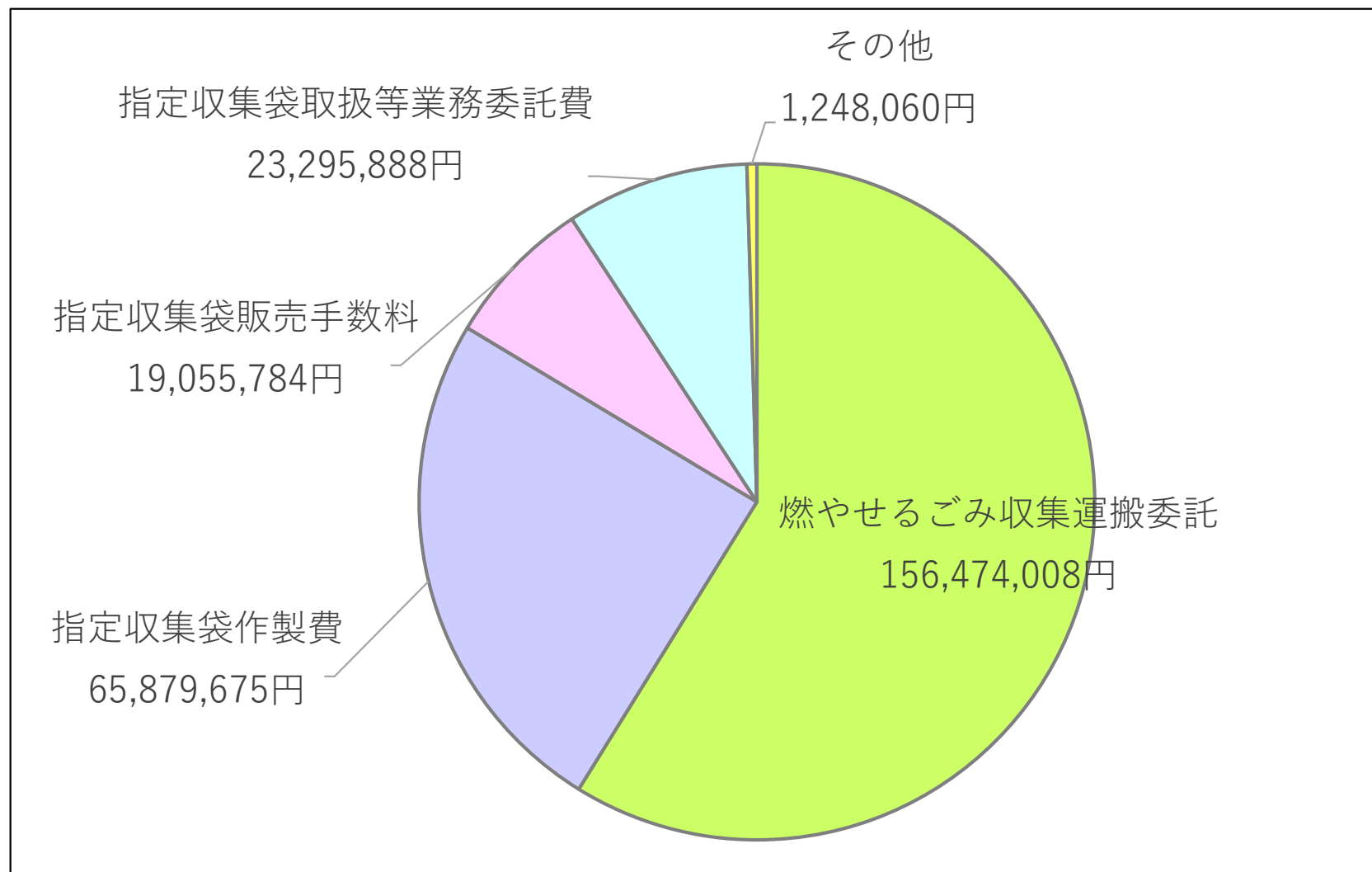
《歳出の内訳（令和元年度）》



1 家庭系ごみの一部有料化・戸別収集制度の概要・効果

◆経費

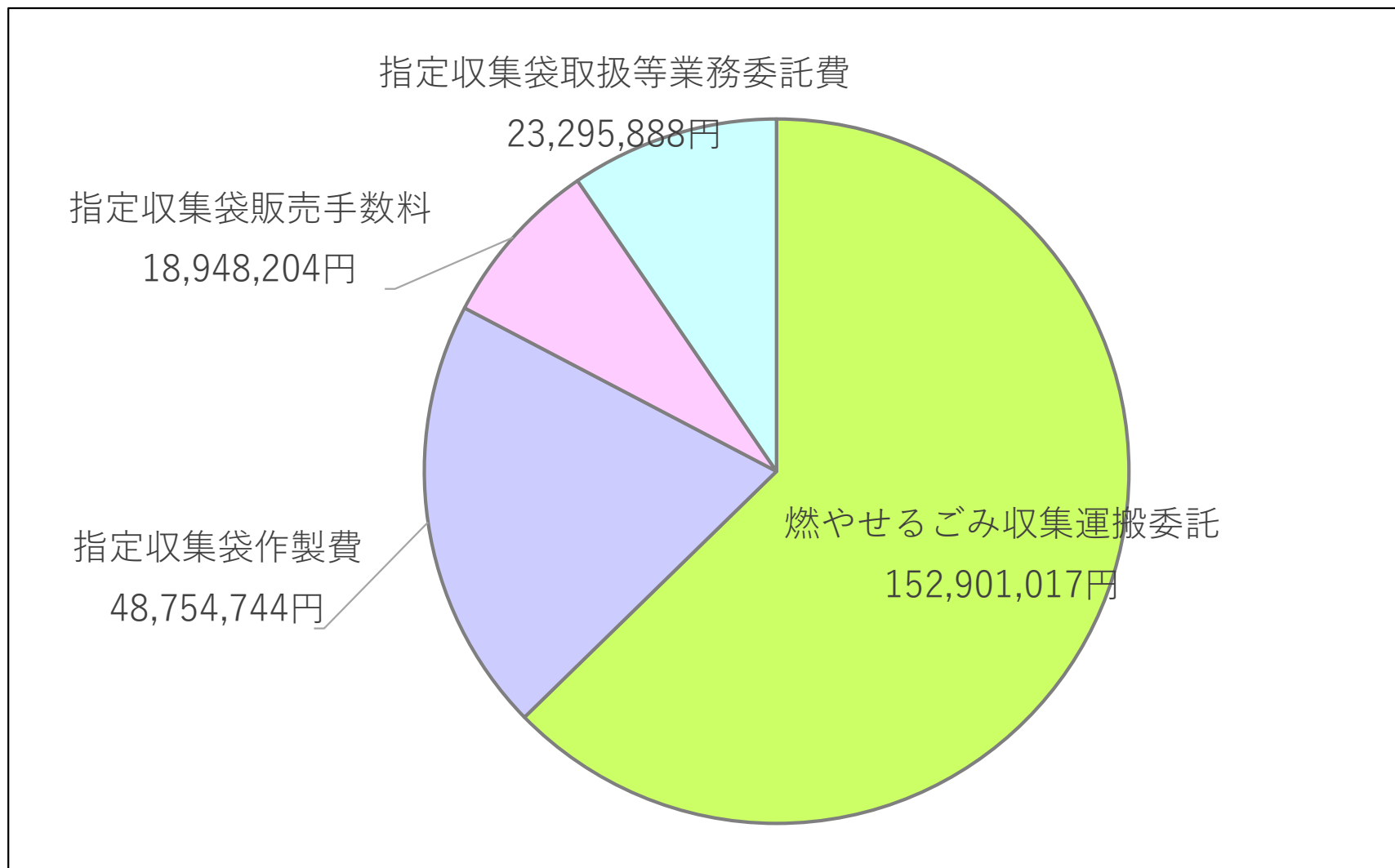
《歳出の内訳（令和2年度）》



1 家庭系ごみの一部有料化・戸別収集制度の概要・効果

◆経費

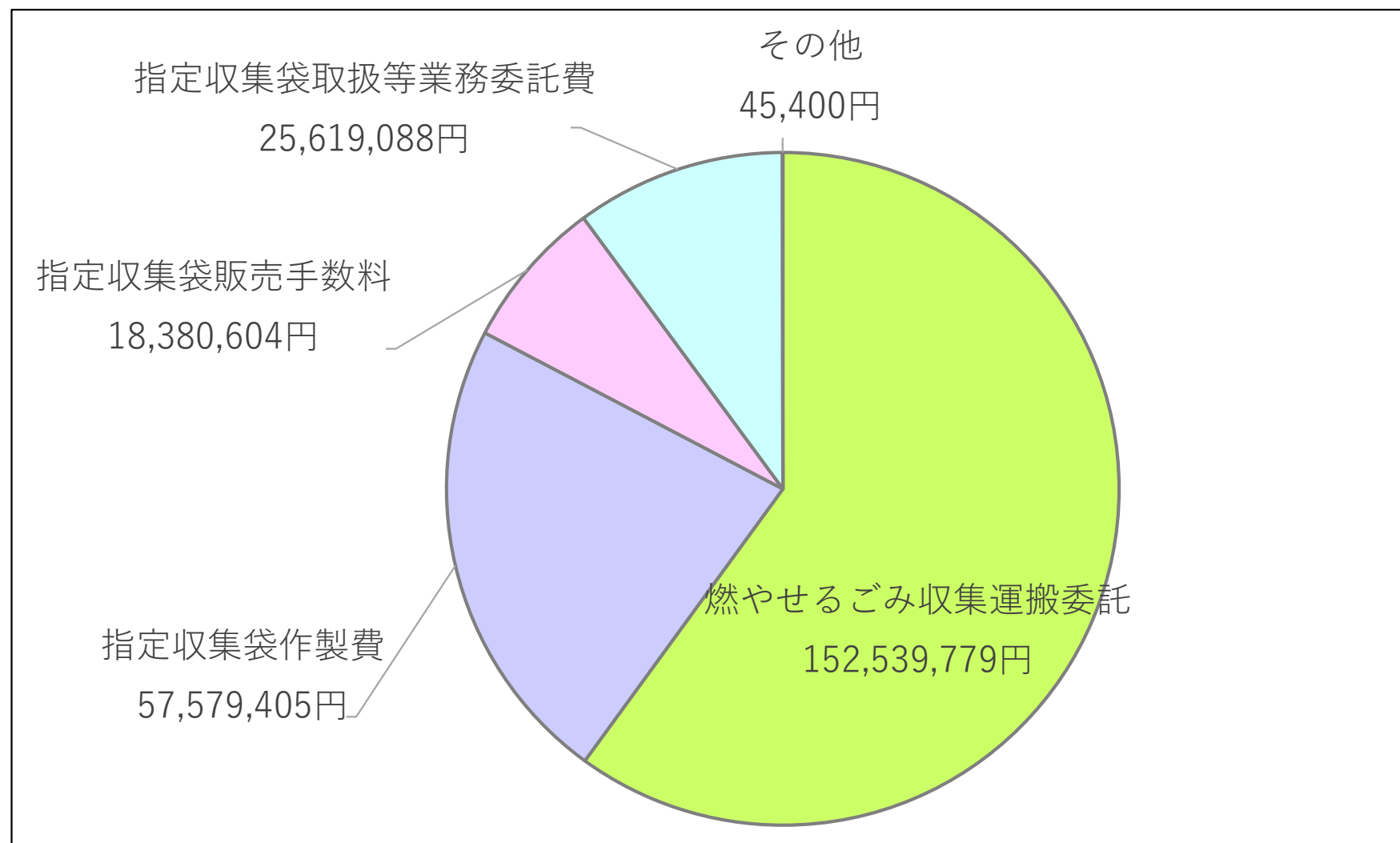
《歳出の内訳（令和3年度）》



1 家庭系ごみの一部有料化・戸別収集制度の概要・効果

◆経費

《歳出の内訳（令和4年度）》

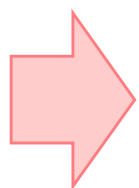


1 家庭系ごみの一部有料化・戸別収集制度の概要・効果

◆指定収集袋負担額（4人世帯の場合）

【前提条件（令和4年度実施アンケート結果より）】

- 4人世帯で最も使用されているサイズ…20ℓ
- 排出1回の使用枚数…1枚
- 排出頻度…2回/週



月の負担額で計算すると、320円/月となる

- 有料化開始前の説明会の際は、560円負担することを想定していた。
（※1回の収集で約35ℓと想定）
- しかし、実際の排出状況から計算すると、240円減額していることがわかった。

1 家庭系ごみの一部有料化・戸別収集制度の概要・効果

◆不法投棄対策

《集積所の一斉調査（令和2年度から毎年度実施）》
事前に集積所をピックアップし、その後現場確認をする。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
集積所数	80	30	68



《集積所のパトロール》
集積所に排出された粗大ごみの回収を行ったり、
不法投棄や管理が行き届いていない集積所に不定期に
パトロールを行っている。



1 家庭系ごみの一部有料化・戸別収集制度の概要・効果

◆不法投棄対策

《市民の集積所維持管理に関する義務の明文化（令和4年4月施行）》
市内のごみ集積所において、清潔が保てないなどの維持管理が十分にできていないごみ集積所が存在しており、上記のようにその改善対応を行っている。

しかし、十分な改善がなされない集積所も存在し、市によるごみ収集に困難が生じている現状にあったため、規則に明文化し、明確な根拠の下に対応を行うため、規則を一部改正及び適正な手順で指導するために作成した。

2 検証内容の概要

◆附帯決議事項評価の実施

	内容	評価
1	戸別収集における各家庭の集積場所など個別の対応も含め、周知を徹底すること。	◎
2	家庭系ごみだけでなく、事業系ごみについても、減量化対策を強化すること。	○
3	同時期に実施予定の消費税増税による負担増に対して、家庭系ごみ指定収集袋の無料配布など様々な手法を検討し、対策を講じること。	◎
4	導入後も適宜効果を検証し施策の見直しを行うこと。	○
5	不法投棄対策の強化を行うこと。	◎
6	外国人居住者等への丁寧な対応を行うこと。	◎
7	集積所が設置されていない小規模な集合住宅への集積所の設置支援と指導の徹底を行うこと。	○

2 検証内容の概要

◆附帯決議事項評価の実施

	内容	評価
8	大規模集合住宅に対して、ごみ減量化を更に推進した場合の支援など対応を検討すること。	◎
9	高齢者及び障害者の雇用等に関しては、適性に応じた形で進めること。	◎
10	民間業者との連携をする際は、市内事業者に対して十分な配慮を行うこと。	◎
11	実施当初において示される予算規模の中での実施とし、今後は歳出の削減を行うこと。	○
12	座間市及び綾瀬市に対して更なるごみの減量化を求めるとともに、有料化の導入を促すこと。	○

2 検証内容の概要

◆検証内容

項目	内容
指定収集袋	手数料
	新しいサイズの追加検討
	素材の利用性とコストを踏まえて検討
	燃やせるごみ・燃やせないごみ共通袋の検討
	販売方法の検討
有料化品目	燃やせないごみ、無料の品目の検討
戸別収集	燃やせるごみ戸別収集制度の継続、資源物隔週収集
資源物	新たな資源化手法、資源物の収集方法などの検討
減免対象制度	対象世帯、配布枚数などの検討
支援制度	生ごみ処理機購入補助、集合住宅・高齢者等支援

3 今後のスケジュール

令和6年9月までに検証を実施する予定。実施月についても現時点での月になりますが、専門部会は最大5回実施する予定。

日付	会議	内容
令和6年2月1日	環境審議会	諮問
令和6年2月13日	家庭系ごみ専門部会（第1回）	家庭系ごみ一部有料化・戸別収集概要、効果
令和6年4月	家庭系ごみ専門部会（第2回）	附帯決議事項評価、指定収集袋、有料化品目
令和6年5月	家庭系ごみ専門部会（第3回）	戸別収集、資源物、減免対象制度、支援制度
令和6年6月	家庭系ごみ専門部会（第4回）	第1回～第3回の総括
令和6年7月	家庭系ごみ専門部会（第5回）	※予備
令和6年8月	環境審議会	答申

海環発第946-3号

令和6年2月1日

海老名市環境審議会
会長 氏家 康太 殿

海老名市長 内 野



家庭系ごみの一部有料化・戸別収集制度の検証について

標記の件について、海老名市環境審議会条例第2条第1項第3号の規定に基づき、意見を求めます。

議案第 6 5 号に対する附帯決議

ごみの減量化策として実施を予定している家庭系ごみの一部有料化と戸建て住宅等の戸別収集は、市民への影響が非常に大きいことから、実施にあたっては以下の点に十分留意されることを求める。

- 1 戸別収集における各家庭の集積場所など個別の対応も含め、周知を徹底すること。
- 2 家庭系ごみだけでなく、事業系ごみについても、減量化対策を強化すること。
- 3 同時期に実施予定の消費税増税による負担増に対して、家庭系ごみ指定収集袋の無料配布など様々な手法を検討し、対策を講じること。
- 4 導入後も適宜効果を検証し、施策の見直しを行うこと。
- 5 不法投棄対策の強化を行うこと。
- 6 外国人居住者等への丁寧な対応を行うこと。
- 7 集積所が設置されていない小規模な集合住宅への集積所の設置支援と指導の徹底を行うこと。
- 8 大規模集合住宅に対して、ごみ減量化を更に推進した場合の支援など対応を検討すること。
- 9 高齢者及び障害者の雇用等に関しては、適性に応じた形で進めること。
- 10 民間業者との連携をする際は、市内業者に対して十分な配慮を行うこと。
- 11 実施当初において示される予算規模の中での実施とし、今後は歳出の削減を行うこと。
- 12 座間市及び綾瀬市に対して更なるごみの減量化を求めるとともに、有料化の導入を促すこと。

以上、決議する。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日

海老名市議会